

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	池庄 (池庄町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

肥料や機械の高騰などで所得の確保が難しい。
耕作者の高齢化と後継者がいない農地、また未整備田など営農継続の課題がある。
集落営農はなく、個人農業者、認定農業者とタノームが主な耕作者になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻での所得向上の為、先進的な機械(ドローン等)を効率的に用いて作業の効率化を図り、有機農業の導入で付加価値の高い作物に取り組む。
認定農業者は豆、小麦等にも取り組んでおり、今後も継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	75.8 ha ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 離農する際は担い手への耕作移行を検討し、緩やかに集積を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 権利設定を行う場合は活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 水路、農道等農業施設の維持管理を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 希望者があれば、市、JA等と連携し定着できるように取り組みを行っていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--